

政令第九十号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十七条第一項及び第百十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二号中「令和六年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この政令は、令和十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第十八条第二号及び第三号に掲げる物（改正前の同条第二号及び第三号に掲げる物を除く。）であつて、この政令の施行の日において現に存するものについては、令和十一年三月三十一日までの間は、労働安全衛生法第五十七条第一項の規定は、適用しない。

○厚生労働省令第六十八号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十号）の施行に伴い、並びに労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十八条第二号及び第十八条の二第二号の規定に基づき、労働安全衛生規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣 上野賢一郎

労働安全衛生規則の一部を改正する省令

第一条 労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

各 正 後			各 正 前		
別表第 2 (第 30 条、第 34 条の 2 関係)					
項	物	備考	項	物	備考
(略)	(略)		(略)	(略)	
17	(略)		17	(略)	
<u>17 の 2</u>	<u>N-アクリルモルホリド</u>		(新設)	(新設)	
18	(略)		18	(略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	
100	(略)		100	(略)	
<u>100 の 2</u>	<u>N-(3-アミノプロピル)-N-トデシルプロパミン-1, 3-ジアミン</u>		(新設)	(新設)	
101	(略)		101	(略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	
152	(略)		152	(略)	
<u>152 の 2</u>	<u>アンモニウムトリデカフルオロヘキサニ-1-スルホナート</u>		(新設)	(新設)	
<u>152 の 3</u>	<u>アンモニウムトリデカフルオロヘキサノアート</u>		(新設)	(新設)	
153	(略)		153	(略)	
(略)	(略)		(略)	(略)	
201	(略)		201	(略)	
<u>201 の 2</u>	<u>ウンデカフルオロヘキサノ酸</u>		(新設)	(新設)	
202	(略)		202	(略)	

(略)	(略)	
343	(略)	
<u>343 の2</u>	(オキソラズー2-イル) マチルニゾロパ ー2-エノア-ート	
344	(略)	
(略)	(略)	
362	(略)	
<u>362 の2</u>	オクタノ酸	
363	(略)	
(略)	(略)	
405	(略)	
<u>405 の2</u>	カリウムニトリデカルホルホクタノア- ト	
406	(略)	
(略)	(略)	
478	(略)	
<u>478 の2</u>	クロロギ酸イソプロピル	
479	(略)	
(略)	(略)	
516	(略)	
<u>516 の2</u>	5-クロロ-2-ニトロアニリン	
517	(略)	
(略)	(略)	
586	(略)	

(略)	(略)	
343	(略)	
(新設)	(新設)	
344	(略)	
(略)	(略)	
362	(略)	
(新設)	(新設)	
363	(略)	
(略)	(略)	
405	(略)	
(新設)	(新設)	
406	(略)	
(略)	(略)	
478	(略)	
(新設)	(新設)	
479	(略)	
(略)	(略)	
516	(略)	
(新設)	(新設)	
517	(略)	
(略)	(略)	
586	(略)	

586 の 2	五ナトリウム=2, 2', 2'', 2''', 2''', ー { [(カルボキシラトメチル) アザン ジール] ビス (エタンー2, 1ージールニ トリロ) } テトラアセタート	
587	(略)	
(略)	(略)	
731	(略)	
731 の 2	ジエチレントリアミン五酢酸	
732	(略)	
(略)	(略)	
734	(略)	
734 の 2	四塩化チタニウム	
735	(略)	
(略)	(略)	
1003	(略)	
	2ー (N, Nージメチルアミノ) ー2ー ー (4ーメチルペンジル) ー1ー (4ーモル ホリノフェニル) ブタンー1ーオン	
1004	(略)	
(略)	(略)	
1034	(略)	
1034 の 2	ジメチルスルホアモイルクロリド	
1035	(略)	
(略)	(略)	

(新設)	(新設)	
587	(略)	
(略)	(略)	
731	(略)	
(新設)	(新設)	
732	(略)	
(略)	(略)	
734	(略)	
(新設)	(新設)	
735	(略)	
(略)	(略)	
1003	(略)	
(新設)	(新設)	
1004	(略)	
(略)	(略)	
1034	(略)	
(新設)	(新設)	
1035	(略)	
(略)	(略)	

1049	(略)	
1049 の 2	3, 5-ジメチルピラゾール	
1050	(略)	
(略)	(略)	
1127	(略)	
1127 の 2	水素化リチウムアルミニウム	
1128	(略)	
(略)	(略)	
1158 の 2	(略)	
1158 の 2	2-ターシャリーチルシクロヘキシル三 アセタート	
1158 の 3	(略)	
(略)	(略)	
1380	(略)	
1380 の 2	トリスノニルフェニルホスファイト	
1380 の 3	1, 1, 1-トリリス (ヒドロキシメチル) プロパン	
1381	(略)	
(略)	(略)	
1384	(略)	
1384 の 2	トリデカフルオロヘプタン酸	
1385	(略)	
(略)	(略)	
1393	(略)	

1049	(略)	
(新設)	(新設)	
1050	(略)	
(略)	(略)	
1127	(略)	
(新設)	(新設)	
1128	(略)	
(略)	(略)	
1158 の 2	(略)	
(新設)	(新設)	
1158 の 3	(略)	
(略)	(略)	
1380	(略)	
(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	
1381	(略)	
(略)	(略)	
1384	(略)	
(新設)	(新設)	
1385	(略)	
(略)	(略)	
1393	(略)	

1393 の 2	トリフェニルホスホロチオエート	
1394	(略)	
(略)	(略)	
1400	(略)	
1400 の 2	4, 4'-[2, 2, 2-トリフルオロ-1-(トリフルオロメチル)エチリデン]ジフェノール	
1401	(略)	
(略)	(略)	
1415	(略)	
1415 の 2	(E)-4-(2, 6-トリメチルシクロヘキサ-1-エン-1-イル)ブタ-3-エン-2-オン	
1416	(略)	
(略)	(略)	
1418 の 2	(略)	
1418 の 3	rel-(1R, 2R, 4R)-1, 7, 7-トリメチルビシクロ [2. 2. 1]ヘプタ-2-イルニプロパ-2-エノアト	
1419	(略)	
(略)	(略)	
1443	(略)	

(新設)	(新設)	
1394	(略)	
(略)	(略)	
1400	(略)	
(新設)	(新設)	
1401	(略)	
(略)	(略)	
1415	(略)	
(新設)	(新設)	
1416	(略)	
(略)	(略)	
1418 の 2	(略)	
(新設)	(新設)	
1419	(略)	
(略)	(略)	
1443	(略)	

<u>1443</u> の 2	ナトリウムニトリデカフルオロヘプタノ アート	
1444	(略)	
(略)	(略)	
1511	(略)	
<u>1511</u> の 2	ノナデカフルオロデカソ酸	
1512	(略)	
1513	(略)	
<u>1513</u> の 2	ノナフルオロデカソール1ースルホソ酸	
1514	(略)	
(略)	(略)	
1666	(略)	
<u>1666</u> の 2	2ーピロリドン	
1667	(略)	
(略)	(略)	
1683	(略)	
<u>1683</u> の 2	フェニルヒトラジソール硫酸 (2/1)	
1684	(略)	
(略)	(略)	
1878 の 2	(略)	
<u>1878</u> の 3	3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 6, 7, 7, 7, 8, 8, 8, 9, 9, 10, 10, 10, 10ー ヘプタデカフルオロデカソール1ーオール	

(新設)	(新設)	
1444	(略)	
(略)	(略)	
1511	(略)	
(新設)	(新設)	
1512	(略)	
1513	(略)	
(新設)	(新設)	
1514	(略)	
(略)	(略)	
1666	(略)	
(新設)	(新設)	
1667	(略)	
(略)	(略)	
1683	(略)	
(新設)	(新設)	
1684	(略)	
(略)	(略)	
1878 の 2	(略)	
(新設)	(新設)	

	(別名 8 : 2-フルオロテトラフルコ ル)	
1879	(略)	
(略)	(略)	
1894	(略)	
<u>1894 の 2</u>	ペルフルオロ (ヘキサソー ⁻ 1-スルホン 酸) (別名 P F H x S)	
1895	(略)	
(略)	(略)	
1958	(略)	
<u>1958 の 2</u>	ホルトランドセメント	
1959	(略)	
(略)	(略)	
1994	(略)	
	メタクリル酸 1-ヒドロキシプロパノー ⁻ 2 ーイル及びメタクリル酸 2-ヒドロキシ ロピルの混合物	
1995	(略)	
(略)	(略)	
2008	(略)	
<u>2008 の 2</u>	メタホウ酸バリウム	
2009	(略)	
(略)	(略)	
2027	(略)	

1879	(略)	
(略)	(略)	
1894	(略)	
(新設)	(新設)	
1895	(略)	
(略)	(略)	
1958	(略)	
(新設)	(新設)	
1959	(略)	
(略)	(略)	
1994	(略)	
(新設)	(新設)	
1995	(略)	
(略)	(略)	
2008	(略)	
(新設)	(新設)	
2009	(略)	
(略)	(略)	
2027	(略)	

2027 の 2	2-メチル-4-イソチアゾリジン-3-オ ン		
2028	(略)		
(略)	(略)		

(新設)	(新設)		
2028	(略)		
(略)	(略)		

第二条 労働安全衛生規則の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>(がん原性物質に関する記録の保存)</p> <p>第三十三条 事業者は、第五百七十七条の二第五項の規定に基づきリスクアセスメント対象物健康診断に係るリスクアセスメント対象物がん原性物質に該当していた期間において当該健康診断を行い、リスクアセスメント対象物健康診断個人票(当該健康診断に係るリスクアセスメント対象物がん原性物質であるものに限る。)を作成した場合は、当該健康診断に係るリスクアセスメント対象物がん原性物質に該当しないこととなつた場合(リスクアセスメント対象物がん原性物質に該当しないこととなつた場合(リスクアセスメント対象物に該当しないこととなつた場合を含む。)であつても、当該健康診断個人票を、作成した日から三十年間保存しなければならぬ。)</p> <p>2 前項の規定は、第五百七十七条の二第十一項の規定に基づき記録(同項第二号(リスクアセスメント対象物がん原性物質である場合に限る。)及び第三号に係るものに限る。)を作成した場合について準用する。</p>	<p>附則</p> <p>(新設)</p>

附 則

この省令は、令和十年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は公布の日から施行する。

労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示の一部を改正する告示

○厚生労働省告示第百七十二号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第五百七十七条の二第五項の規定に基づき、労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの一部を改正する告示（令和七年厚生労働省告示第二十五号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣 上野賢一郎

表改正前欄の「令和三年三月三十一日までの間において当該区分に該当すると分類されたもの」を「令和三年三月三十一日までの間において当該区分に該当すると分類されたもの」に改め、同表改正後欄の「令和六年三月三十一日までの間において当該区分に該当すると分類されたもの」を「令和六年三月三十一日において当該区分に該当すると分類されているもの（令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において当該区分に該当しないと分類されたものを除く。）」に改める。

労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示

○厚生労働省告示第百七十三号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第五百七十七条の二第五項の規定に基づき、労働安全衛生規則第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるもの（令和四年厚生労働省告示第三百七十一号）の一部を次の表のように改正し、令和十年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣 上野賢一郎

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものは、同令第十二条の五第一項に規定するリスクアセスメント対象物のうち、日本産業規格Z七二五二（GHSに基づく化学品の分類方法）の附属書Bに定める方法により国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分一に該当する物（エタノール及び特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第三十八条の四に規定する特別管理物質を除く。）であつて、<u>令和七年三月三十一日</u>において当該区分に該当すると分類されているもの（令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間において当該区分に該当しないと分類されたものを除く。）とする。ただし、事業者が当該物質を臨時に取り扱う場合においては、この限りでない。</p>	<p>労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第五百七十七条の二第五項の規定に基づきがん原性がある物として厚生労働大臣が定めるものは、同令第十二条の五第一項に規定するリスクアセスメント対象物のうち、日本産業規格Z七二五二（GHSに基づく化学品の分類方法）の附属書Bに定める方法により国が行う化学物質の有害性の分類の結果、発がん性の区分が区分一に該当する物（エタノール及び特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第三十八条の四に規定する特別管理物質を除く。）であつて、<u>令和六年三月三十一日</u>において当該区分に該当すると分類されているもの（令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間において当該区分に該当しないと分類されたものを除く。）とする。ただし、事業者が当該物質を臨時に取り扱う場合においては、この限りでない。</p>

労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百七十四号

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき、労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（令和五年厚生労働省告示第三百四号）の一部を次の表のように改正し、令和十年四月一日から適用する。

令和八年三月三十一日

厚生労働大臣 上野賢一郎

(傍線部分は改正部分)

名 正 終		名 正 届					
別表第 2 (第 2 条関係)				別表第 2 (第 2 条関係)			
物の種類	令第 18 条第 3 号の含有量 (重量パーセント)	令第 18 条の 2 第 3 号の含有量 (重量パーセント)	物の種類	令第 18 条第 3 号の含有量 (重量パーセント)	令第 18 条の 2 第 3 号の含有量 (重量パーセント)		
	(略)	(略)		(略)	(略)		
ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート (別名ジノカツヅ) (2, 4-ジニトロ-6- (オクタゾン-2-イル) フェニル= (E) -2-ブテノアート (別名メプチルジノカツヅ) を除く。異性体混合物*を含む。)	(略)	(略)	ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート (別名ジノカツヅ) (2, 4-ジニトロ-6- (オクタゾン-2-イル) フェニル= (E) -2-ブテノアート (別名メプチルジノカツヅ) を除く。異性体混合物*を含む。)	(略)	(略)		
	1パーセント	1パーセント		(新設)	(新設)		
	1パーセント	1パーセント		(新設)	(新設)		
	0.1 パーセント	0.1 パーセント		(新設)	(新設)		
	(略)	(略)		(略)	(略)		
	ジメチルヒドラジン (1, 1-ジメチルヒドラジンに限る。)	(略)		ジメチルヒドラジン (1, 1-ジメチルヒドラジンに限る。)	(略)	(略)	
	(略)	(略)		(略)	(略)		

備考 (略)

備考 (略)